# 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地

# 1-1 事業者の名称

習志野市

# 1-2 代表者の氏名

習志野市長 宮本 泰介

# 1-3 主たる事務所の所在地

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

# 第2章 対象事業の名称、目的及び内容

# 2-1 対象事業の名称

習志野市新清掃工場建設事業(以下、「本事業」という。)

## 2-2 対象事業の目的

現在、習志野市(以下、「本市」という。)における燃えるごみ等は、平成14年から稼働する芝園清掃工場において処理を行っている。施設は稼働開始後20年以上が経過しており、老朽化が進行している。また、燃えないごみ、粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル等の資源ごみは、併設するリサイクルプラザ(前処理施設)で処理している。リサイクルプラザも平成8年の稼働開始後、29年が経過しており、本市の安定的なごみ処理を継続していくためには、これらの施設の計画的な更新が必要である。

本市では、市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めた「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を令和4年3月に策定しており、この中で、清掃工場の更新の基本的方向性についてとりまとめた。また、新たに整備する廃棄物焼却等施設(以下、「本施設」という。)に対し、施設規模、公害防止基準等の諸条件、ごみ処理方式、余熱利用計画等の各種計画に係る方針をとりまとめた「習志野市新清掃工場施設整備基本計画」を令和7年度に策定予定である。

本事業は、廃棄物焼却等施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な廃棄物処理機能を確保した新たな清掃工場(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)を建設するものであり、令和14年度の稼働開始を目指す。

### 2-3 対象事業の内容

#### 2-3-1 対象事業の種類の細分

廃棄物焼却施設の設置

## 2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置

対象事業が実施されるべき区域(以下、「対象事業実施区域」という。)は、図 2-1(1)~(4)に示すとおり、本市南西部の臨海部に位置する。

所在地:千葉県習志野市芝園3丁目2番1号及び同2号

都市計画法における用途地域:準工業地域

区域の面積:約 36,000m<sup>2</sup>

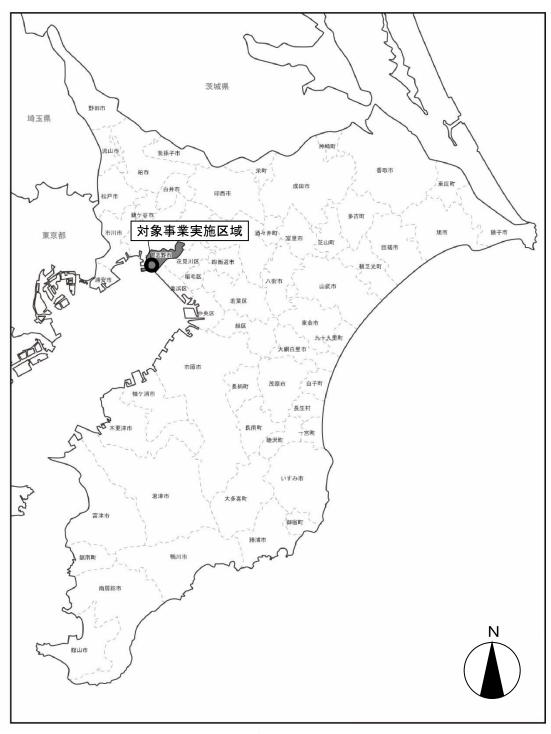


図 2-1(1) 対象事業実施区域(案内図)

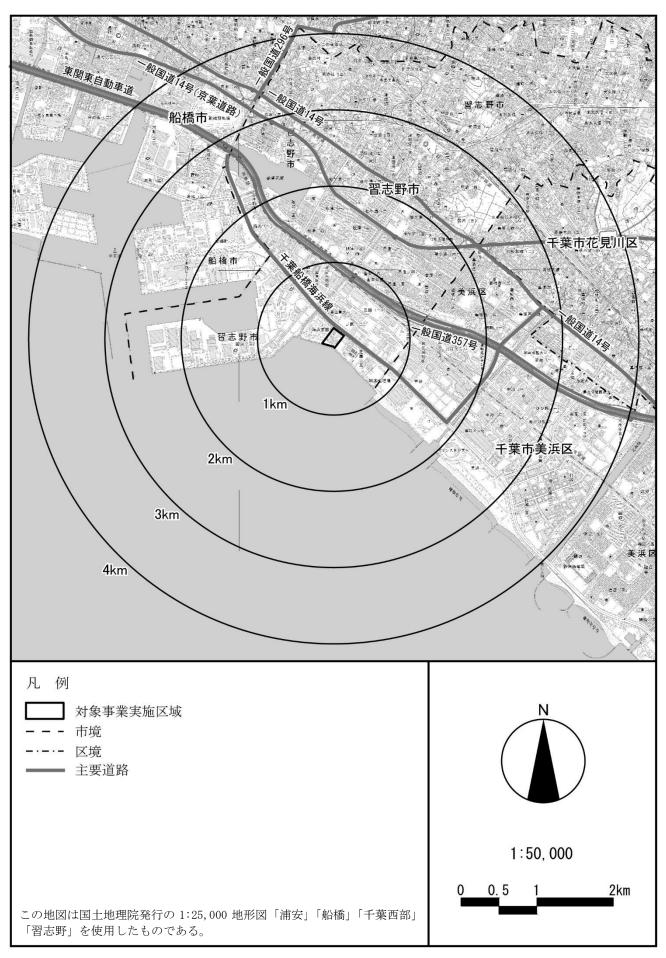


図 2-1(2) 対象事業実施区域(位置図)

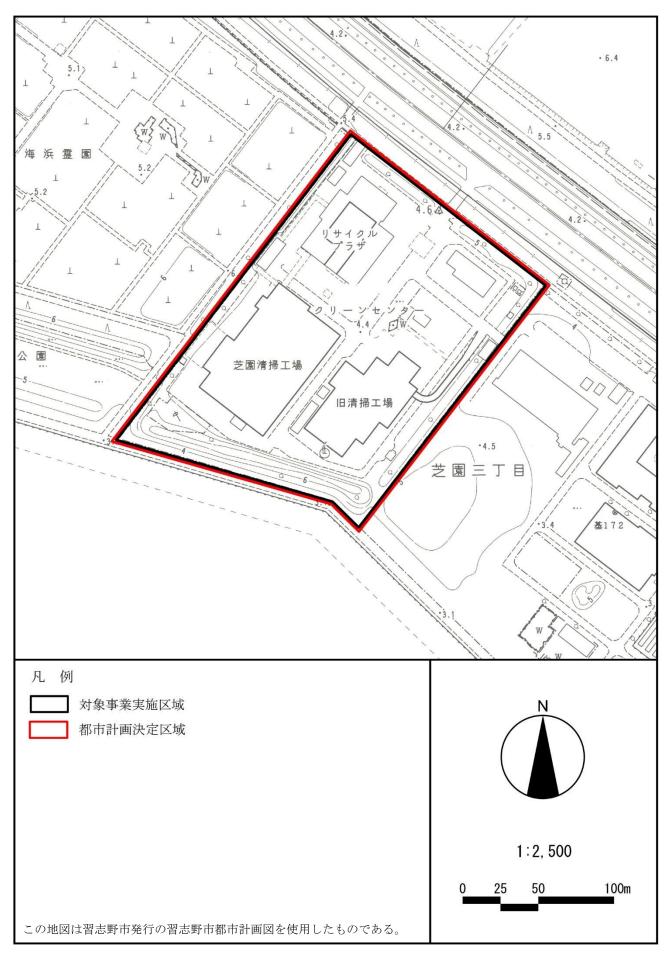


図 2-1(3) 対象事業実施区域(詳細図)

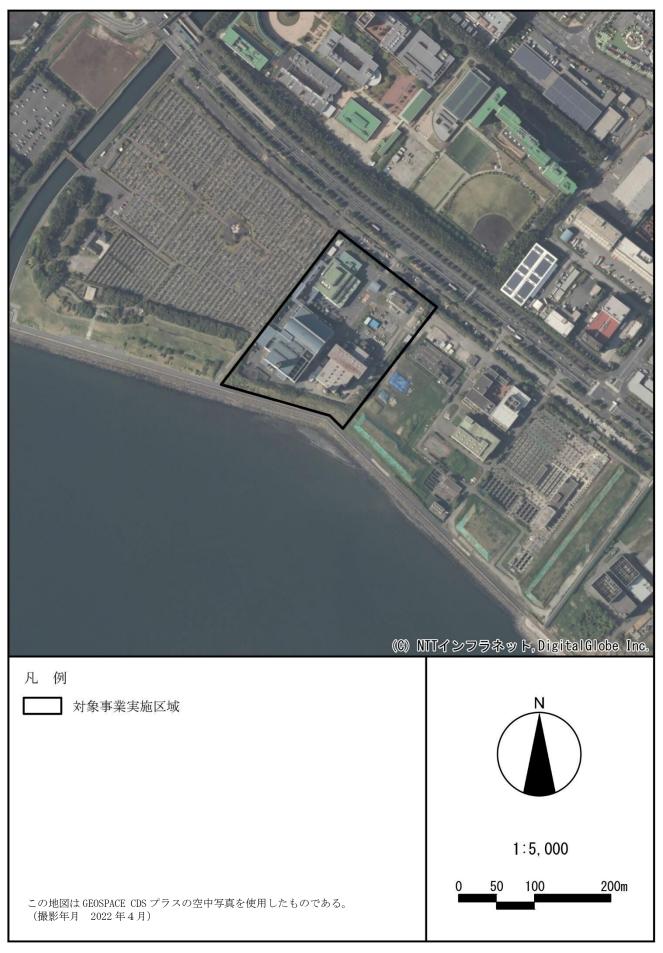


図 2-1(4) 対象事業実施区域(空中写真)

## 2-3-3 対象事業の規模

本事業において設置する新ごみ処理施設は、燃えるごみ等を処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設と、燃えないごみ・不燃性粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル等の選別、圧縮、梱包、保管等を行うマテリアルリサイクル推進施設であり、その計画規模は以下のとおりである。なお、マテリアルリサイクル推進施設の設置は、千葉県環境影響評価条例第2条第3項に定める対象事業には該当しない。

○ エネルギー回収型廃棄物処理施設:168 t/日

○ マテリアルリサイクル推進施設 : 22.8 t /5h

表 2-1 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の計画規模

	エネルギー		マテ!	リアルリサイ	クル推進施設		
区分	回収型廃棄 物処理施設	燃えないごみ・ 不燃性粗大ごみ	ビン・缶	ペット ボトル	プラスチック 資源	有害ごみ	小計
計画規模	168 t /日	6.2 t /5h	6.3 t/5h	2.9 t/5h	6.9 t /5h	0.5 t/5h	22.8 t /5h

エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設規模の設定は、環境省環境再生・資源循環局より公表された「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)」(令和6年3月29日、環境省)に基づく以下の算定方法により、ごみの計画年間処理量に災害廃棄物の処理量10%を加えて算定を行い、施設規模の上限を168 t/日とした。

施設規模=計画年間日平均処理量(t/日)÷実稼働率(%) [算定式]

施設規模= ((計画年間ごみ処理量+災害廃棄物)) ÷365 日) ÷実稼働率

 $= ((44, 285 t + 4, 429 t) \div 365 \exists) \div (290 \exists /365 \exists)$ 

=168 t / 日

# 2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

#### 1. 土地利用計画

本事業の土地利用計画は、表 2-2及び図 2-2に示すとおりとなっており、対象事業実施区域の 面積は約36,000m<sup>2</sup>である。

建築物等としては、工場棟(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の合棟)、EV棟・渡り廊下、ストックヤード、洗車棟、計量棟を配置し、また、構内道路・駐車場等や緑地の整備を計画している。

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の作業動線や搬出入動線、ストックヤード及び一般車両動線等の安全を十分に考慮した計画とし、作業動線と見学者及び訪問者の動線をできる限り分離する。

現在、対象事業実施区域内には旧清掃工場が存在しており、旧清掃工場の解体後の跡地に本施設を建設する計画である。また、本施設の稼働開始後に現施設(芝園清掃工場、リサイクルプラザ)を解体し、駐車場等の整備を計画している。

なお、対象事業実施区域は、既にごみ処理場として本市の都市計画に位置付けている。

X 分 面積 (m²) 構成比 (%) 工場棟 約6,000 16.7 EV棟・渡り廊下 約 150 0.4 築 ストックヤード 約 450 1.3 物 洗車棟 約 100 0.3 計量棟 250 0.7 約 計 約6,950 19.3 構内道路・駐車場等 約9,600 26.7 緑地 約19,450 54.0 約36,000 合計 100.0

表 2-2 土地利用計画

注1)構成比は、敷地全体に対する比率を記載している。

注2) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注3) EV棟はエレベーターを示す。

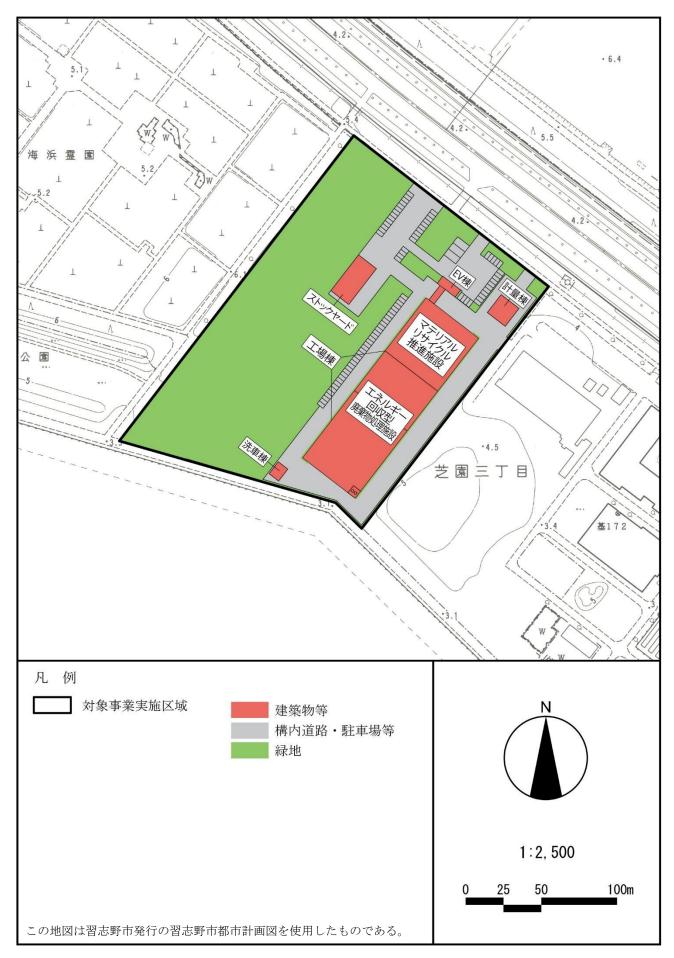


図 2-2 土地利用計画

## 2. ごみ処理施設の概要

# (1) 対象ごみの種類

本施設における処理対象物は表 2-3に、計画処理量は表 2-4に示すとおりである。

エネルギー回収型廃棄物処理施設では、燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、選別残さ、下水汚泥 及び災害廃棄物を、マテリアルリサイクル推進施設では、燃えないごみ、不燃性粗大ごみ、ビ ン・缶、ペットボトル、プラスチック資源、有害ごみ及び災害廃棄物を処理する計画である。 計画処理量は、「習志野市新清掃工場施設整備基本計画」に示す計画目標年度(令和17年度)に おける処理量として、44,285t/年を見込んでいる。

また、計画ごみ質は、表 2-5に示すとおりである。

表 2-3 本施設における処理対象物

施設	処理対象物
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、選別残さ、下水汚泥、災害廃棄物
マテリアルリサイクル	燃えないごみ、不燃性粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル、プラスチ
推進施設	ック資源、有害ごみ、災害廃棄物

表 2-4 計画処理量

区分	計画処理量(t/年)
燃えるごみ	35, 909
可燃性粗大ごみ	1,720
選別残さ	2, 585
下水汚泥	4, 071
合計	44, 285

表 2-5 計画ごみ質

	項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
	压压效劫具	kJ/kg	6, 400	10, 300	14, 200
,	低位発熱量	kcal/kg	1, 500	2, 500	3, 400
三	水分	%	58. 1	43. 2	27. 9
成	灰分	%	7. 6	10.0	12. 3
分	可燃分	%	34. 4	46.8	59. 9
单	色位体積重量	${\rm kg/m^3}$	116	95	74

注) 現施設のごみ質の分析結果を基に、現在、燃えるごみに含めているプラスチックを将来的に分別回収する ことを加味して設定した。

## (2) 処理方式等

本施設の処理方式は、技術的・専門的見地からの検討及び検討過程における透明性の確保等の観点から、庁内検討委員会を設置し、外部専門委員による評価も含めて、令和5年5月から令和6年3月にかけて複数の処理技術を基に、処理技術の信頼性、安定処理、環境配慮、低炭素、経済性等の総合的な視点による比較検討を行った。その結果、資源循環効率が高く、競争原理が働きやすい、ストーカ式焼却方式が最も優位とされた。

以上のことから、本施設の処理方式は、ストーカ式焼却方式とする。 なお、処理方式の検討経緯は、資料編(資料1-1)に示す。

# 3. 用水の種類

本事業における用水として生活用は水道水、プラント用は工業用水を使用する。

# 2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

本事業と密接に関連し一体的に行われる事業はない。

### 2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの

### 1. 一般廃棄物処理基本計画

### (1) 基本理念

習志野市では循環型社会の一員となるべく、"持続可能な清掃行政をめざす10年計画"として令和4(2022)年度から令和13(2031)年度を計画期間として本計画を策定しました。

# (1) 基本理念

本市では持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指します。

持続可能な清掃行政をめざす10年計画

# (2) 基本方針

持続可能な循環型社会の構築を目指して、本計画では、以下に示す3つの基本方針を定めます。

本市における環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築には、従来の3R(Reduce(ごみ減量)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化))を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境への負荷が少ない2R(Reduce(ごみ減量)、Reuse(再使用))優先を明確にした施策の転換を図る必要があります。

また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める観点から一般廃棄物処理の受益者負担を求めます。

### 基本方針1:環境負荷の少ない循環型社会の構築

2 R施策を拡充し、ごみを減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

## 基本方針2:適正処理の推進

廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。

# 基本方針3:ごみ処理に対する受益者負担の制度導入

一般廃棄物処理に関して、排出量に応じた処理経費負担の公平化を、あらゆる角度から検証し、適正負担を求めます。

出典:「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月 習志野市)

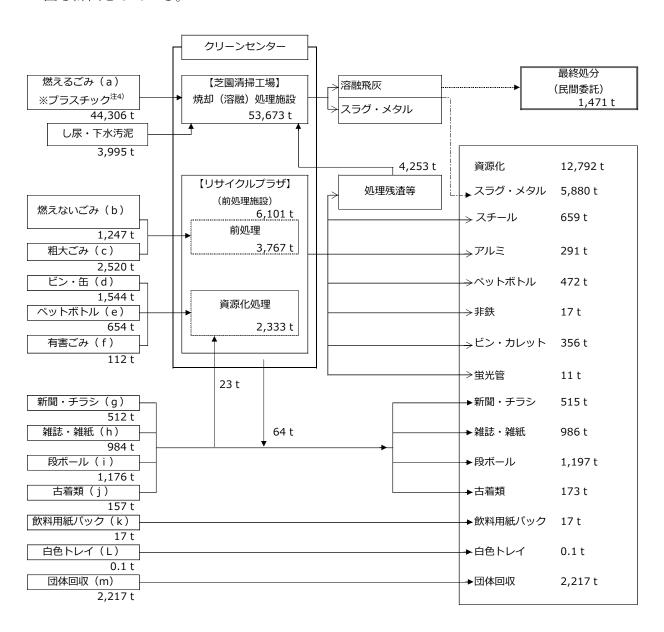
### 2. ごみ処理の流れ及び処理状況

### (1) ごみ処理の流れ

現在のごみ処理の流れは図 2-3に、本施設稼働後のごみ処理の流れは図 2-4に示すとおりである。

本市で、市民、事業者から排出されるごみの流れは主にクリーンセンターで中間処理して、 最終処分されるもの、資源化されるものとクリーンセンターを経由せず直接資源化されるもの がある。

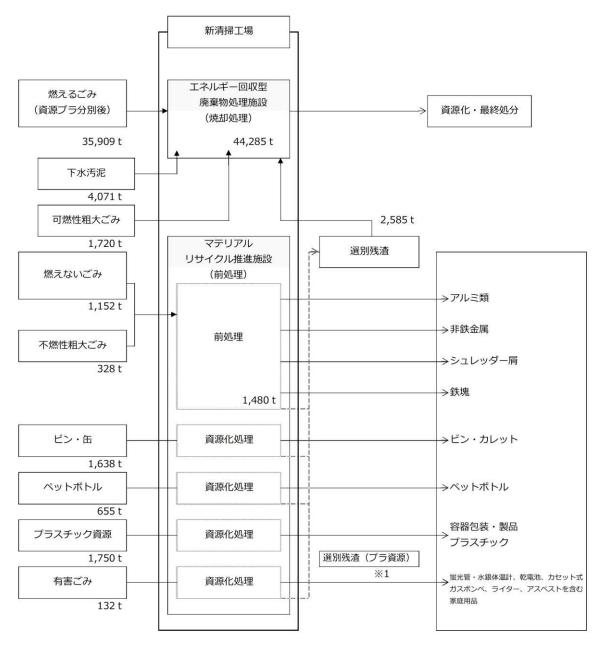
また、本施設稼働後は、現在燃えるごみに含めているプラスチックは分別回収し、資源化を 図る計画としている。



- 注1) クリーンセンターでの処理の流れにはし尿・下水汚泥を含む。
- 注2) 芝園清掃工場焼却(溶融)処理量にはピット含水量等を含む。
- 注3) 合計量と内訳量は端数処理(四捨五入)の関係で一致しない場合がある。
- 注4) 現在、燃えるごみに含めているプラスチックは将来的に分別回収し、資源化を図る計画としている。

出典:「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月 習志野市)を基に作成

図 2-3 ごみ処理の流れ(令和元(2019)年度実績)



※1 選別残渣(プラ資源)は、燃えるごみ量に含む

図 2-4 ごみ処理の流れ(本施設稼働後)

# (2) ごみ処理状況

ごみ排出量の実績と推計値は、表 2-6及び図 2-5に示すとおりである。

将来ごみ量については、トレンド法による時系列解析で推計した家庭系ごみ、事業系ごみ、 その他ごみ各々の市民1人1日当たりの排出量に将来人口を乗じて将来総ごみ排出量の推計を 行った。なお、将来人口の推計については、資料編(資料1-2)に示す。

表 2-6 ごみ排出量の実績と推計

単位:t/年

							実績										推	計					
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
家	収	燃えるごみ	30, 382	30, 131	30, 055	30, 044	30,063	30, 844	29,885	28, 989	27,846	26, 572	26, 299	25, 573	25,673	25, 400	25, 435	25, 440	25, 524	23, 720	23, 793	23, 774	23, 888
庭	集	燃えないごみ	1, 183	1,096	1,077	1, 120	1, 144	1, 333	1, 148	1,047	978	1,044	1,044	1,048	1,053	1,051	1,056	1,057	1,070	1,071	1,075	1,074	1,079
系		粗大ごみ	347	339	352	391	419	490	469	442	422	447	448	449	451	450	452	453	459	459	461	460	462
		有害ごみ	109	108	104	101	112	113	109	106	106	128	128	128	129	129	129	129	131	131	132	131	132
		資源物	5, 112	4, 949	4, 917	4, 958	4, 995	5, 389	5, 239	5, 059	4, 910	5, 317	5, 390	5,600	5, 626	5, 644	5, 669	5, 674	5, 765	7, 544	7, 567	7, 561	7, 597
	搬	燃えるごみ	38	61	87	99	69	73	33	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	29	28	29
	入	燃えないごみ	12	28	21	22	15	15	8	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7
		粗大ごみ	1,009	957	911	968	1,039	999	798	700	723	703	703	706	709	708	711	712	721	722	724	723	727
	計		38, 192	37,669	37, 524	37, 703	37, 856	39, 256	37, 691	36, 377	35, 020	34, 245	34, 046	33, 538	33,675	33, 416	33, 486	33, 499	33, 705	33, 682	33, 788	33, 758	33, 921
事		燃えるごみ	13, 714	13,678	14, 288	14, 468	14, 173	12, 345	12,895	13,021	13, 237	12, 563	12, 427	12, 322	12, 239	12,077	11,990	11,860	11,880	11,897	11,938	11,928	11,992
業		燃えないごみ	140	117	95	76	88	51	30	30	44	64	64	64	64	64	65	65	66	66	66	66	66
系		粗大ごみ	1, 418	1, 217	1, 167	1,099	1,062	948	955	916	840	831	831	834	838	837	840	841	852	853	855	855	859
		資源物	48	47	48	53	49	49	49	49	34	45	45	45	45	45	45	45	46	46	46	46	46
	計		15, 320	15, 059	15, 598	15,696	15, 372	13, 392	13, 929	14,016	14, 156	13, 503	13, 367	13, 265	13, 186	13,023	12,940	12,811	12,844	12,862	12,905	12,895	12, 963
有信	田物	団体回収量	2, 897	2,677	2, 486	2, 311	2, 217	2,078	2,079	1,926	1, 789	1,789	1, 790	1, 796	1,804	1,802	1,810	1,812	1,834	1,837	1,842	1,841	1,850
ごみ	メ総	排出量合計	56, 409	55, 405	55,608	55, 709	55, 445	54, 726	53, 698	52, 319	50, 965	49, 537	49, 203	48, 599	48,665	48, 241	48, 236	48, 122	48, 383	48, 381	48, 535	48, 494	48, 734

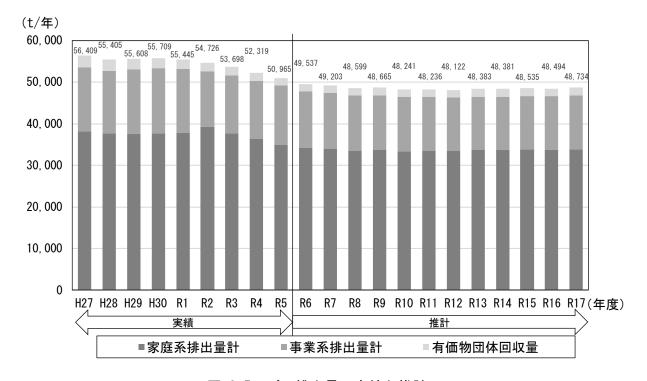


図 2-5 ごみ排出量の実績と推計

### 3. 施設整備に係る基本方針

「習志野市新清掃工場施設整備基本計画」で整理した本施設の整備に係る基本方針は、以下に示すとおりである。

# 基本方針1 安定した適正処理により、市民の安全・安心を確保した施設

市民の暮らしを支える重要な施設であるため、長期間停止することなく、安定してごみ処理 を継続することができる施設を目指す。

# 基本方針2 循環型社会を推進し、脱炭素化を促進する施設

廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化を 促進する施設を目指す。

# 基本方針3 経済性に配慮した施設

施設整備及び運営に係る費用を可能な限り低減できる施設、施設の長寿命化に対応できる施設を目指す。

# 基本方針4 資源化等による最終処分量の軽減ができる施設

焼却灰の資源化等を通じて最終処分量を可能な限り軽減できる施設を目指す。

# 基本方針5 地域に開かれ、市民に親しまれる施設

分かりやすい環境学習の場として地域に開かれた施設、積極的な情報発信や情報公開、市民 参加型のイベントの開催などにより、市民に親しまれる施設を目指す。

### 4. 建築計画

建築計画の概要は表 2-7に示すとおりである。また、施設の計画立面図は図 2-6(1) $\sim$ (4)に示すとおりである。

煙突高さは58mとし、構造物の基礎については、設置する場所の地盤支持力等を十分考慮して 計画する。

	項目	建築面積(m²)	備考			
	工場棟	約6,000				
7-1.	EV棟・渡り廊下	約 150				
建築物等	ストックヤード	約 450	想定される建築面積			
物	洗車棟	約 100	心化でものと楽画棋			
4	計量棟	約 250				
	合計	約6,950				
	煙突	-	煙突高さ58m			

表 2-7 建築計画の概要

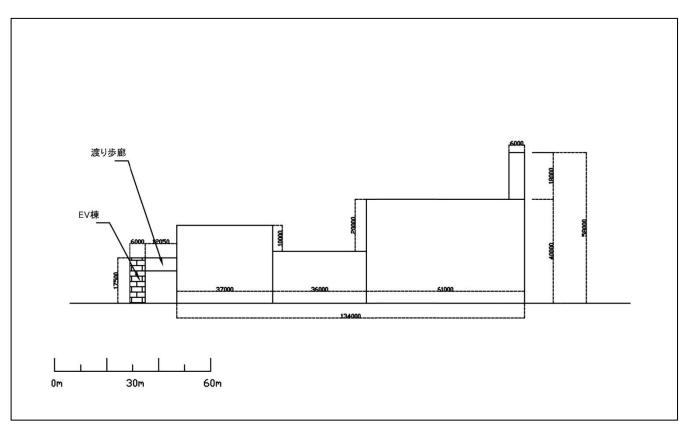


図 2-6(1) 計画立面図(西面)

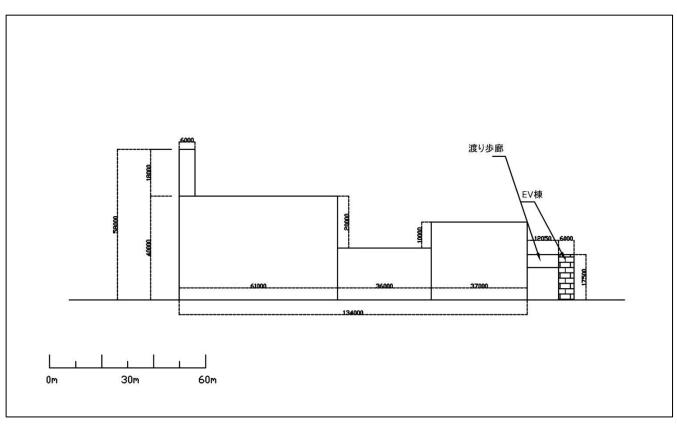


図 2-6(2) 計画立面図(東面)

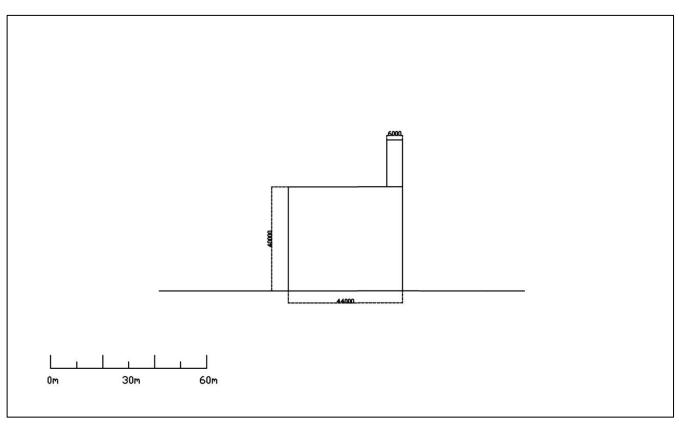


図 2-6(3) 計画立面図(南面)

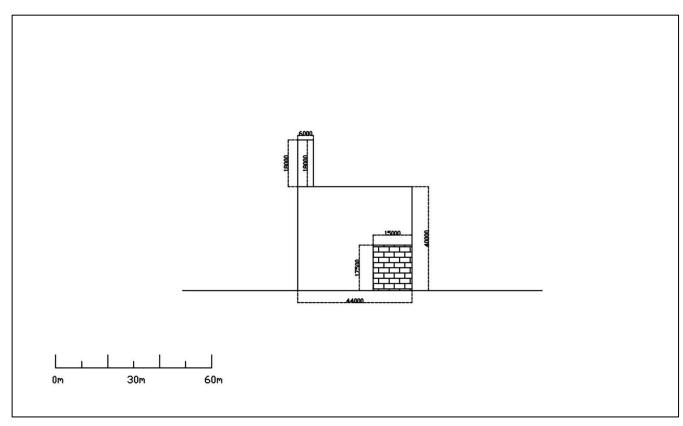


図 2-6(4) 計画立面図(北面)

# 5. 処理方式の概要及び処理の流れ

# (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

# ア. 処理方式の概要

本施設の処理方式であるストーカ式焼却方式の概要を表 2-8に示す。

表 2-8 処理方式の概要 (ごみ焼却方式)

処理方式	種類(形式)	概要	特徴					
ごみ焼却方式	ストーカ式	火格子の駆動により、投入 したごみを一定時間で乾燥、 燃焼、後燃焼工程に順次送り、 この間、火格子下部から送り こまれる熱風、炉内の火炎及 び炉壁からの輻射熱により焼 却処理される方式である。	・国内において一番歴史が長く、実績も多い。 ・燃焼は緩やかで、安定燃焼するため、助燃材は必要ない。 ・ごみホッパの入口サイズ以下であれば、破砕する必要はない。					
		一次燃焼空気						
		- · · · · · ·						

出典:「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和4年3月 習志野市)

### イ. 処理の流れ

### (ア) 受入供給設備

廃棄物は、計量後にプラットホームからごみピットに投入する。ごみピットの廃棄物は十分に攪拌のうえ、ごみクレーンによりホッパへ投入する。

なお、可燃性粗大ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理を行ったうえで、ごみ ピットに投入する。

### (イ) 焼却設備

焼却炉(ストーカ式)に供給した廃棄物は、高温の燃焼温度において焼却する。その後、排ガスは燃焼室において完全燃焼する。滞留時間は2秒以上、温度は850℃以上とする。

## (ウ) 燃焼ガス冷却設備・余熱利用設備

焼却設備出口に廃熱ボイラを設置して高温の排出ガスから廃熱回収を行い、発生した 蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

また、発電のほか、場内給湯等にも有効利用する。

### (エ) 排ガス処理設備

排出ガス中の主な汚染物質(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類、 塩化水素、水銀)を除去するために、バグフィルタ(ろ過式集じん器)、触媒脱硝設備等 を組み合わせた排出ガス処理設備を設け、これにより排出ガスの自主基準値を遵守する。

### (オ) 灰出し設備

排出された焼却灰は、灰搬出装置により移送し冷却を行った後、焼却灰ピットへ貯留する。

また、バグフィルタ (ろ過式集じん器) で捕集された飛灰は、飛灰処理設備 (薬剤処理) により安定化を行い、飛灰処理物ピットへ貯留する。

上記の焼却灰、飛灰処理物は場外へ搬出する。

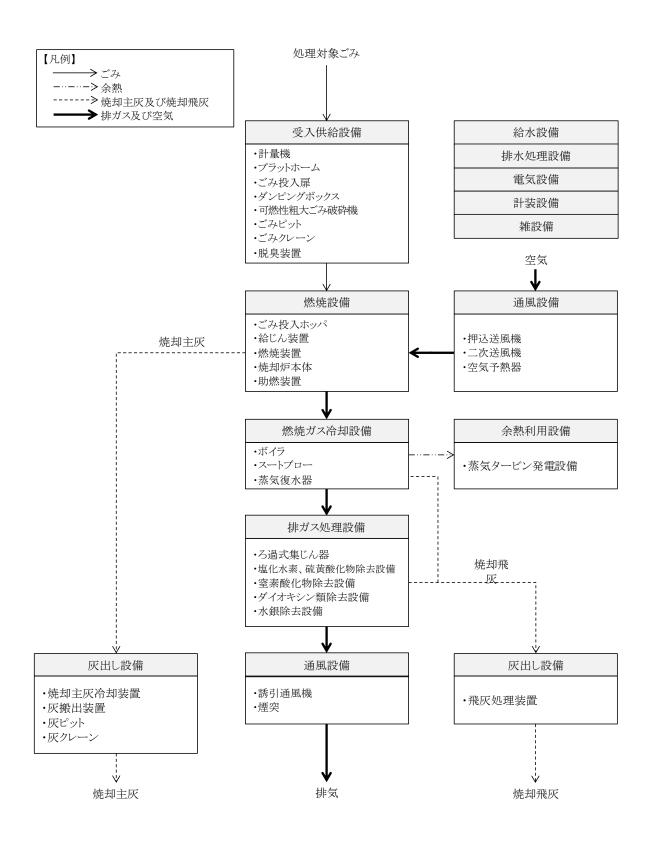


図 2-7 処理フローの概要 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

# ウ. 主要設備機器及びその内容

主要設備機器は、表 2-9に示すとおりである。

表 2-9 主要設備機器 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

設備名称	機器名称	数量	仕様等
	計量機	入口2基 出口1基	ロードセル式
	プラットホーム	1基	コンクリート造
受入供給設備	ごみピット	1基	コンクリート造
	ごみクレーン	2 基	_
	可燃性粗大ごみ破砕機	1基	_
	脱臭装置	1基	_
	ごみ投入ホッパ	2 基	_
kt. +n∋n /#	給じん装置	2 基	_
焼却設備	焼却炉・燃焼装置	2 基	ストーカ式
	助燃装置	2 式	_
₩は.おっ½+n=11/#	ボイラ	2基	_
燃焼ガス冷却設備	蒸気復水器	1基	_
	ろ過式集じん機	2 基	バグフィルタ方式
	塩化水素、硫黄酸化物除去設備	2 式	乾式法
排ガス処理設備	窒素酸化物除去設備	2基	触媒脱硝設備等
がカクグに生成個	ダイオキシン類除去設備	2 基	活性炭吹込み方式 触媒脱硝設備等
	水銀除去設備	2 基	活性炭吹込み方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1 基	復水タービン
	押込送風機	2 基	_
	誘引通風機	2 基	_
通風設備	空気予熱器	2 基	_
	煙突	内筒 2 基 外筒 1 基	鋼板性又は ALC 造
	焼却主灰冷却装置	2 基	_
	灰搬出装置	2 基	_
灰出し設備	飛灰処理設備	2 基	薬剤処理
	灰ピット	1 基	コンクリート造
	灰クレーン	2 基	_

# (2) マテリアルリサイクル推進施設

# ア. 処理方式の概要

マテリアルリサイクル推進施設における処理の概要は、表 2-10に示すとおりである。

表 2-10 マテリアルリサイクル推進施設の概要

項目	処理方法	主な設備
燃えないごみ・ 不燃性粗大ごみ	袋又は容器無しで収集し、破砕後に、鉄類とアルミ類を選別し、再生利用業者に再生委託。 選別後に残った残渣はエネルギー回収型廃棄物処理施設で処理する。	・受入ヤード ・受入・供給コンベア ・破砕機 ・磁力選別機 ・アルミ選別機 ・搬出ヤード
ビン	袋で収集し、破除袋後、手選 別又は自動選別で透明、茶、そ の他等に分別し、保管して再生 利用業者に再生委託。	<ul><li>・受入ヤード</li><li>・受入・供給コンベア</li><li>・破除袋機</li><li>・ 手選別コンベア</li><li>・ 貯留ヤード</li></ul>
缶	袋で収集し、破除袋後、スチール・アルミに選別し、圧縮・ 梱包。保管して再生利用業者に 再生委託。	<ul><li>・受入ヤード ・受入・供給コンベア</li><li>・破除袋機 ・磁力選別機</li><li>・アルミ選別機 ・缶類圧縮機</li><li>・成形品ヤード</li></ul>
ペットボトル	袋で収集し、破除袋後、ふた・帯を除去し、圧縮・梱包。 保管して再生利用業者に再生委託。	・受入ヤード ・受入・供給コンベア ・破除袋機 ・手選別コンベア ・圧縮梱包機 ・成形品ヤード
プラスチック	袋で収集し、破除袋後、異物 を除去し、圧縮・梱包。保管し て再生利用業者に再生委託。	・受入ヤード・受入・供給コンベア・破除袋機・手選別コンベア・圧縮梱包機・成形品ヤード
有害ごみ ・水電温計 ・乾電池 ・乾コボンベー ・ガプレー ・スイイベス ・アスス ・スシス ・カスス ・アスス ・カス ・カスス ・アスス ・カスス ・カスス ・カスス	ストックヤードで選別等を行 い、保管して再生利用業者に再 生委託。	_

注)災害発生時には、表中の各品目が災害廃棄物として発生し処理を行う。

# イ. 処理の流れ

マテリアルリサイクル推進施設の処理フローの概要は、図 2-8に示すとおりである。

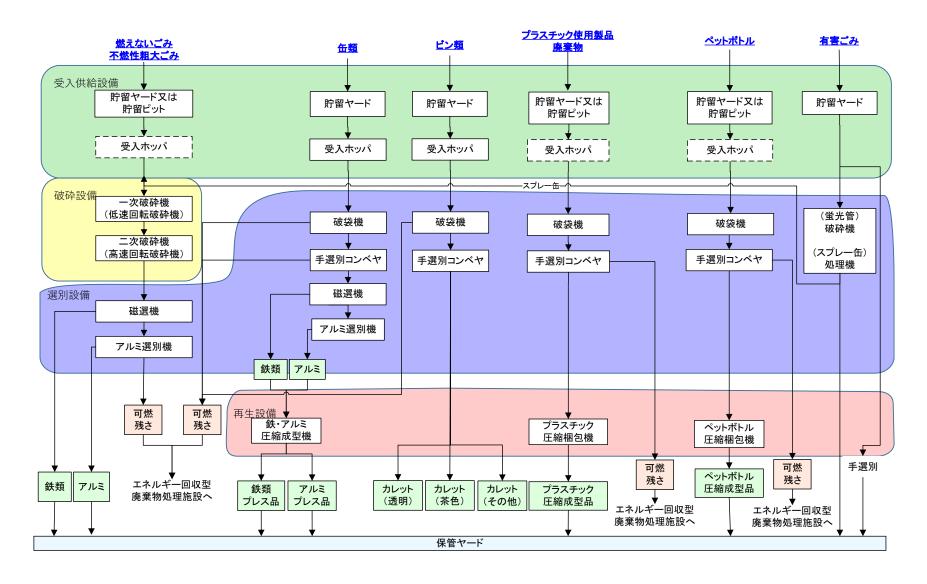


図 2-8 処理フローの概要 (マテリアルリサイクル推進施設)

# ウ. 主要設備機器及びその内容

主要設備機器は、表 2-11に示すとおりである。

表 2-11 主要設備機器 (マテリアルリサイクル推進施設)

設備名称	機器名称	数量	仕様等
☑. 1 /H·公→□/#	貯留ヤード・貯留ピット	1式	ヤード形式・ピット形式
受入供給設備	受入ホッパ	1式	鋼板性
てみても ラル /共	低速回転破砕機 (一次破砕機)	1 基	低速二軸回転式
破砕設備	高速回転破砕機(二次破砕機)	1基	竪型高速回転式
	破袋機	1式	_
1記□□□□□□ /#	磁選機	1式	吊り下げベルト式
選別設備	アルミ選別機	1式	永久磁力回転式
	手選別コンベヤ	1式	ベルトコンベヤ
再生設備	圧縮成型機	1 基	

## 6. 公害防止計画

# (1) 公害防止基準値の設定

# ① 排出ガス基準値

排出ガス諸元は表 2-12に、排出ガス基準値は表 2-13に示すとおりである。

表 2-12 排出ガス諸元

項	目	諸 元		
排出ガス量注1)	乾きガス量	24,000m³ <sub>N</sub> /時		
(1炉あたり)	湿りガス量	29,000m³ <sub>N</sub> /時		
排出ガ	ス温度	170°C		
	ばいじん	$0.01 \mathrm{g/m}^3$ <sub>N</sub>		
	塩化水素	46ppm		
汚染物質濃度 <sup>注2)</sup>	硫黄酸化物	30ppm		
行朱彻貝低及	窒素酸化物	50ppm		
	ダイオキシン類	$0.01$ ng $-$ TEQ $/$ $m^3$ <sub>N</sub>		
	水銀	$30\mu$ g/m $^3$ N		
排出ガス	吐出速度	29m/秒		
煙多	笑 高	58m		
運転	時間	24時間連続運転		

注1) 排出ガス量は、高質ごみの値である。また、現段階では排出ガス量等は未定である ため、複数のプラントメーカーへのアンケート結果を参考に影響が最大となる設 定とした。

表 2-13 排出ガス基準値

項目	自主基準値	法規制値	適用される法令等	
ばいじん	0.01g/m³ <sub>N</sub> 以下	$0.08 { m g/m}^3{ m N}$		
塩化水素	46ppm以下	$700 \text{ mg/m}^3_{\text{N}}$ (430ppm)		
硫黄酸化物	30ppm以下	K値 1.75 (270ppm 程度)	大気汚染防止法	
窒素酸化物	50ppm以下	250ppm		
ダイオキシン類	ダイオキシン類 0.01ng-TEQ/m³N以下		ダイオキシン類 対策特別措置法	
水銀	30μg/m³ <sub>N</sub> 以下	$30\mu~{ m g/m^3}$ N	大気汚染防止法	

注1) 各物質濃度は、酸素濃度 (O<sub>2</sub>) 12%換算値である。

注2) 汚染物質濃度は、酸素濃度(O2)12%換算値である。

注2) 塩化水素については、「習志野市環境保全条例施行規則」による排出基準(350mg/m³N) が適用される。

注3) 硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制が適用される。

# ② 排水基準値

本施設から排出されるプラント排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流 する。また、生活排水についても下水道放流する計画であり、公共用水域への排水は行わな いことから、プラント排水及び生活排水に係る排水基準は設定しない。

なお、下水道放流にあたっては、表 2-14に示す下水道排除基準を遵守する。

表 2-14 下水道排除基準

衣 2-14 ↑小担排除叁年		
有害物質の種類	排除基準	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	
シアン化合物	検出されないこと	
有機燐化合物	検出されないこと	
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	
砒素及びその化合物	0.05mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	
チウラム	0.06mg/L以下	
シマジン	0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0. 2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L以下	
ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	
フェノール類	0.5mg/L以下 0.5mg/L以下	
銅及びその化合物		
	1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物 (対象探験)	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	5 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	5 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	1 mg/L以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L 未満	
浮遊物質量(SS)	600mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L以下	
窒素含有量	60mg/L 未満	
<b>燐含有量</b>	8 mg/L 未満	
温度	45℃未満	
沃素消費量	220mg/L 未満	

出典:習志野市下水道排除基準(終末処理場を設置している公共下水道の使用者 特定事業場)

## ③ 騒音基準値

騒音基準値は、「騒音規制法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、敷地境界線において、表 2-15に示す基準値を設定する。

表 2-15 騒音基準値

項目		基準値
昼間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
朝・夕	午前6時から午前8時まで	55デシベル
	午後7時から午後10時まで	557 5410
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	50デシベル

# ④ 振動基準値

振動基準値は、「振動規制法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、敷地境界線において、表 2-16に示す基準値を設定する。

表 2-16 振動基準値

項目		基準値
昼間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで	60デシベル

### ⑤ 悪臭基準値

悪臭基準値は、「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づき、表 2-17に示す基準値を設定する。

表 2-17 悪臭基準値

項目		基準値
臭気指数	敷地境界線	13
	排出水	29

### (2) 公害防止対策

# ① 工事中の公害防止対策

# ア. 大気汚染対策

工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底した うえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコド ライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行 い、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。

### イ. 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。なお、場内に掘削土等を仮置きする場合は、シートなどで養生し、粉じんの飛散を防止する。また、工事用車両の退出にあたっては、洗車し、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出する。

### ウ. 騒音・振動対策

建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、極力、発生騒音・振動が少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。

工事用車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・ 急加速などの高負荷運転防止等を図り、エコドライブを実施する。また、工事用車両が集 中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、一般車両の多い通勤時間帯などを避け るように努める。

### 工. 濁水等対策

工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内の雨水を仮設沈砂池に集水し、 濁水処理及び中和処理をしたうえで公共用水域へ放流することを計画している。

### 才. 土壤汚染対策

掘削土砂は、原則として場内で再利用する。

場外に搬出する際には、関係法令を遵守するとともに、土壌の性状等を考慮し、飛散防止に適切な措置を講じる。

### 力. 廃棄物等対策

施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるよう施工方法を工夫し、建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努め、可能な限り最終処分量を低減する。また、工事中の廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し資源化等に努める。資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する。

#### キ. 温室効果ガス削減対策

建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械、工事用車両の整備・ 点検の徹底、省エネルギー性に優れる工法、建設機械、工事用車両の採用の促進など、温 室効果ガスの削減に配慮する。

# ② 施設稼働時の公害防止対策

### ア. 大気汚染防止計画

# (ア) 排出ガス処理対策

排出ガス処理対策は以下のとおりである。なお、ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り適正負荷により安定した燃焼を維持することで、排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。

### i ばいじん

ばいじんは、バグフィルタで捕集する。

ii 塩化水素、硫黄酸化物

塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。

### iii 窒素酸化物

窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、触媒脱硝装置等を設ける。

### iv ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に以下の対策により発生を防止する。

- ・2次燃焼室は、850℃以上かつ2秒以上の滞留時間とする。
- ・バグフィルタ前で、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着 し、バグフィルタで除去する。

### v 水銀

水銀は、バグフィルタ前で活性炭を吹き込み吸着し、バグフィルタで除去する。

# vi その他の物質

今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、 設計基準値を決めて、対応するものとする。

### (イ) モニタリング計画

施設の運転に係る表 2-18に示す項目についてモニタリングを行う。その他、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、定期的に排ガス濃度を測定する。

表 2-18 モニタリング計画

項目	位置
燃焼ガス温度	炉内等
集じん器入口排出ガス温度	集じん器入口
硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、一酸化炭素濃度、	harr 4713
ばいじん量、塩化水素濃度、水銀濃度、ダイオキシン類	煙突

## イ. 水質汚濁防止計画

本事業の排水処理計画の概要及び排水処理フローは、表 2-19及び図 2-9に示すとおりである。プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、再利用又は下水道放流する。ごみピット汚水は、排水処理を行った後、燃焼室吹込とする。生活排水は下水道放流する。敷地内に降った雨水は、雨水ます、側溝を経て公共用水域へ放流する。

X 1 10 M/N/C/EII I O M/X		
項目	内 容	
プラント排水・洗車排水	排水処理後、再利用又は下水道放流	
ごみピット汚水	排水処理後、燃焼室吹込	
生活排水	下水道放流	
雨水排水	公共用水域へ放流	

表 2-19 排水処理計画の概要

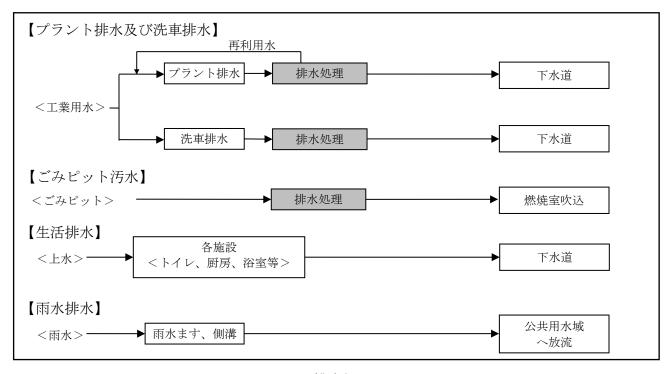


図 2-9 排水処理フロー

# ウ. 騒音・振動防止計画

### (ア) 騒音・振動発生機器

本事業において想定される主な騒音・振動発生機器としては、表 2-20に示すものが 挙げられる。

 
 区分
 内容

 エネルギー回収型 廃棄物処理施設
 誘引通風機・押込送風機等の送風機 空気圧縮機 蒸気復水器 可燃性粗大ごみ破砕機

 マテリアルリサイクル
 破砕機

缶類圧縮機

圧縮梱包機

表 2-20 騒音・振動発生機器の概要

# (イ) 防止対策

本事業における騒音・振動対策は、以下のとおりである。

### 【騒音対策】

- ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努める。
- ・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
- ・外部への騒音の漏洩を防ぐため工場棟出入口にシャッターを設け、可能な限り閉鎖する。
- ・騒音の大きな設備機器類については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

推進施設

### 【超低周波音対策】

- ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める。
- ・低周波音の伝搬を防止するために、処理設備は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

### 【振動対策】

- ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努める。
- ・振動の著しい設備機器類は、基礎構造を強固にする。
- ・振動の著しい設備機器類は、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。
- ・設備機器類の整備、点検を徹底する。

### 工. 悪臭防止計画

ごみの貯留及び処理に伴う悪臭防止対策は、以下のとおりである。

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。
- ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、 搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜け による臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。また、ご みピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼により臭気成分を分 解する。ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭する。また、ごみピット、プラットホームには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。
- ・プラットホームを適宜洗浄する。
- 廃棄物運搬車両用の洗車機を設置する。

### 才. 土壤汚染防止計画

# (ア) 廃棄物受け入れ体制

廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピットとし、ごみから発生するごみ汚水は、ごみ汚水貯留槽(コンクリート構造物・不浸透性)で貯留したのち、炉内噴霧とする。ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。

#### (イ) 灰搬出体制

焼却灰は、冷却を行った後、焼却灰ピットに貯留する。また、飛灰は飛灰処理設備に おいて、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化処理する。なお、これら の設備は全て建屋内に設置する。

また、焼却灰及び飛灰の搬出車両についても、灰が飛散して土壌汚染の原因とならないような措置を計画する。

#### 7. 環境保全計画

#### (1) 緑化計画

「千葉県自然環境保全条例」では、工業地域及び準工業地域の工場用地では表 2-21に示すとおり緑地基準が定められている。

また、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」では工場に対して敷地面積の20% 以上の緑地の確保が義務付けられている。

本事業ではこれらの条例に準じた緑化に努める。

建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保することにより、景観面に配慮する。また、 植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮し、地域の潜在自然植生に即した樹種な ど適切な樹種の選定に努める。

表 2-21 千葉県自然環境保全条例に基づく緑地基準

区分	工場用地	
緑地率	敷地内15%以上 ・樹木による緑地を10%以上確保する。 ・将来において、緑地率を事業敷地の内外で20%以上とするよう 努める。	
緑地内容	ア 事業敷地内緑地 ・樹木、芝その他の地被植物、屋上緑化施設、壁面緑化施設等。 ・外周には樹木を極力多用する。 ・敷地内周辺緑地のうち、住宅地域等に面し、緩衝効果がある緑地は保全に努める。 イ 事業敷地外緑地 ・樹林地、芝地等。	
樹木による緑地	次のいずれかに適合するもの、及び樹冠の面積の大きさからみてこれ と同等であると認められるもの。 ・高木(樹高4m以上)1本以上/10平方メートル ・高木1本以上+中低木20本以上/20平方メートル	

## (2) 景観計画

本事業の工場や煙突は、周辺地域から視認されることになるため、これらが周辺からみた景観に違和感や圧迫感を与えることのないようにデザイン、色彩に配慮し、周辺環境との調和を図る計画とする。

## (3) 余熱利用計画

ごみの処理に伴い発生する熱エネルギーを、発電やその他の余熱利用に活用する。 発電は、高効率発電を行う。発電効率は19%以上とし、場内利用及び売電を行う。 また、その他の余熱利用としては、ごみ発熱量の1%程度を用い、次の事項に利用する。

- ①燃焼空気の加熱
- ②場内給湯等の利用
- ③必要な場合は、場外給湯など

## (4) 温室効果ガス削減計画

温室効果ガスの削減については、上記の余熱利用のほか、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設備機器、EV棟及び工場棟の照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

### (5) 廃棄物受入計画

本施設への廃棄物運搬車両の受入時間等は、表 2-22に示すとおりである。原則として日曜 日は廃棄物の受入れを行わない。

表 2-22 廃棄物受入計画の概要

項目	内 容
受 入 時 間	月曜日~土曜日:8時30分~16時00分
施設の稼働時間	24時間連続運転

# (6) 防災対策

本施設は、「建築基準法」、「消防法」及び「労働安全衛生法」等の関係法令に準拠した設計とし、さらに、地震等の災害時も安全に稼働できる施設とする。

- ① 地震、風水害、火災、落雷等の災害対策は、関係法令を遵守し、設備の機能、特性、運転 条件、周辺条件等を勘案し、全体として均衡のとれたものとする。
- ② 主要設備・機器の重要度や危険度等を十分考慮し、建築本体への影響を配慮した耐震設計とする。
- ③ 縦方向に長尺の配管等は、プラント各階ごと、または主要部位ごとに伸縮継手を設け、地震時に破損しない構造とする。
- ④ 計装設備及び補機類もその重要度や危険度に応じて適切な耐震・防災設計を考慮する。
- ⑤ 中央操作室及び必要箇所には、プラント非常停止ボタンを設置する。
- ⑥ 耐震対策
  - 各種機器は、地震による破損等が生じない強度を有するものとする。
  - ・各設備の機器の接合部は、地震による揺れにより破断が生じない構造とする。
  - ・感震装置で地震を感知し、一定規模以上の地震に対して自動的かつ安全に装置を停止し、 機器の損傷による二次災害を防止する自動停止システムを設置する。
  - ・ごみの供給を含め、災害発生時に各設備を緊急かつ安全に停止する、緊急停止システム及 びインターロックシステムを十分検討して設計する。

# ⑦ 浸水対策

- ・プラットホーム及び灰ピットの開口部は浸水水位以上とする。
- ・電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機は浸水水位以上に設置する。
- ⑧ 災害時の復旧

大震災等の災害時には、次のフローのとおり復旧を行う計画とする。また、電気が不通となった場合に備え、必要な容量を持つ非常用発電機を設ける。

なお、通常稼働後は、非常用発電機は停止し、自立運転させる。

大地震 → 自動停止 → 点検 → 異常なし → 非常用発電機稼働 → 通常稼働

## 8. 収集計画

# (1) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

# (2) 廃棄物運搬車両台数

本施設への搬出入を行う廃棄物運搬車両台数は、表 2-23のとおり想定している。

表 2-23 廃棄物運搬車両台数(片道台数)

車 両 区 分		台数(台/日)	
搬入車両マテリア	エネルギー回収型	収集車両	100
	廃棄物処理施設	直接搬入車両	10
	マテリアルリサイク ル推進施設	収集車両	40
		直接搬入車両	60
搬出車両 灰等搬出車両		10	
合 計		220	

注) 現施設における令和6年度の搬入車両台数実績を踏まえて設定した。

## (3) 搬出入ルート

搬出入ルートは、図 2-10に示すとおりであり、敷地北東側を搬出入口とし、千葉船橋海浜線(県道15号線)を利用して対象事業実施区域内へ出入りする計画である。

対象事業実施区域への出入りは左折入場、左折退場とする。

なお、ごみの収集形態は、基本的に現状と変わらないことから、廃棄物運搬車両の搬出入ルートは変わらず、台数は現在と比べ同等以下になると想定している。

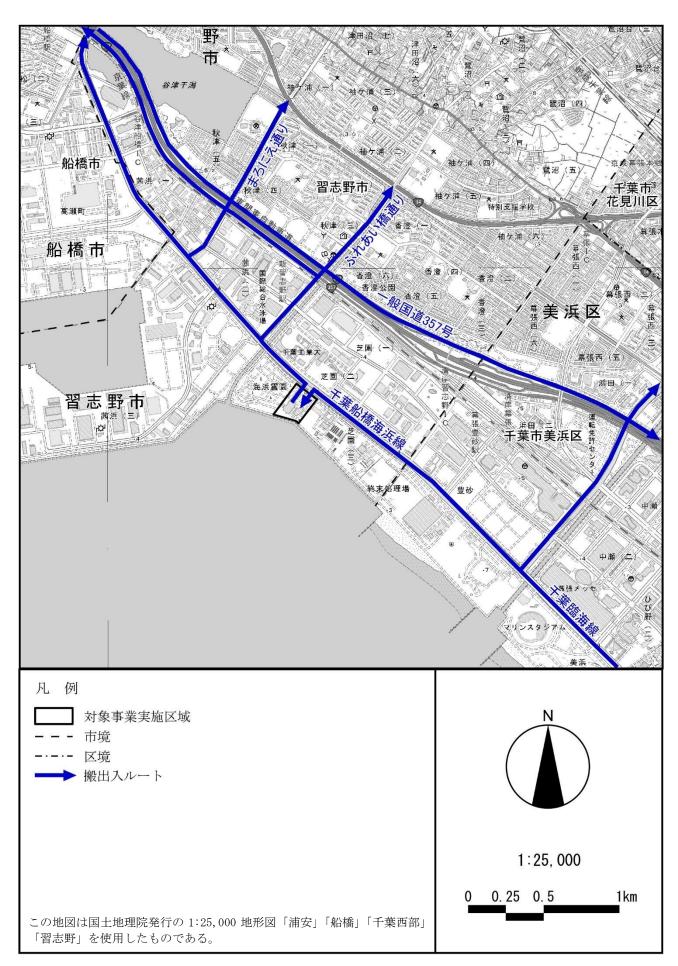


図 2-10 搬出入ルート

# 9. 工事計画

## (1) 工事工程

本事業の工事工程は、表 2-24に示すとおりである。

旧清掃工場の解体工事を令和8年度から行い、新清掃工場の実施設計、建設工事を令和9年度から令和13年度までの5ヵ年を予定しており、令和14年度に供用開始とする計画である。

また、新清掃工場の供用開始後には、現清掃工場の解体工事を行う計画である。

表 2-24 工事工程表

工事項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
旧清掃工場 解体工事							
実施設計							
新清掃工場 建設工事							
試運転							
供用開始							0
現清掃工場 解体工事							

#### (2) 工事用車両ルート

工事用車両は、廃棄物運搬車両の搬出入ルートと同様に、対象事業実施区域前面の千葉船橋 海浜線(県道15号線)を利用し搬出入する計画である。

# 【参考】

本施設と現施設の設備概要は、表 2-25に示すとおりである。

表 2-25 本施設と現施設の設備概要

項目				本施設	現施設	
所在地				習志野市芝園3丁目2 番1号及び同2号	習志野市芝園3丁目2 番1号及び同2号	
敷地面積				約 36,000m <sup>2</sup>	$35,979 \text{m}^2$	
Jo <del>le</del>	処理方式			ストーカ式焼却方式	ガス化高温溶融一体型 直接溶融炉	
規却	焼 処理能力			168t/日 (84t・日×2炉)	219t/日 (73t·日×3炉)	
施 排出ガス量 設 (1 炉あたり)		1	湿り	29,000m³ <sub>N</sub> /時	27,012m³N/時	
		<b>こり)</b>	乾き	24,000m³ <sub>N</sub> /時	21,844m³ <sub>N</sub> /時	
煙突高さ				58m	58m	
粗大ごみ処理施設				破砕・選別	破砕・選別	
		ばいじん		$0.01 \text{g/m}^3\text{N}$	$0.02 \text{g/m}^3$ <sub>N</sub>	
	 	硫黄酸化物		30ppm	30ppm	
		窒素酸化物		50ppm	50ppm	
	が出ルク	塩化力	〈素	46ppm	46ppm	
公	公	ダイオキシン類		$0.01$ ng $-TEQ/m_N^3$	$0.01$ ng $-TEQ/m_N^3$	
害	水銀			$30~\mu~\mathrm{g/m^3_N}$	$50\mu\;\mathrm{g/m^3_N}$	
防	防 騒音 止 条		朝	55 デシベル	55 デシベル	
止			昼間	65 デシベル	65 デシベル	
条			タ	55 デシベル	55 デシベル	
件		夜間	50 デシベル	50 デシベル		
	振動		昼間	65 デシベル	65 デシベル	
		夜間	60 デシベル	60 デシベル		
	┃     悪臭(臭気指数)		敷地境界	13	13	
			排出口	30	30	

# 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周辺の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。

表 3-1(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
大気質	対象事業実施区域周辺(半径約4kmの範囲内)に、一般環境大気測定局(5地点)、自
	動車排出ガス測定局(2地点)、ダイオキシン類測定地点(1地点)が存在する。令和5
	年度における測定結果は、光化学オキシダントを除くすべての項目おいて、環境基準を
	満足している。
気象	船橋観測所(対象事業実施区域北東側約6.6km)では過去10年間において、年間降水
	量は1,456.0mm、年間平均気温は16.3℃、年間平均風速は1.8m/秒となっている。
水質	対象事業実施区域周辺では、河川で5地点、海域で6地点において公共用水域の水質
	測定が行われており、令和3~令和5年度における公共用水域の水質測定結果は、一部
	の環境基準を超過しているものの、概ね環境基準または環境目標値に適合している。
	公共用水域のダイオキシン類測定結果は、すべての年度において環境基準に適合して
	いる。
	対象事業実施区域周辺で実施されている地下水質調査は、令和3年度で7地点、令和
	4年度で6地点、令和5年度で10地点において行われており、一部の項目が環境基準を
	超過している。
	対象事業実施区域周辺で実施されている地下水のダイオキシン類調査は、令和4年度
	に本市香澄6丁目で実施されており、測定結果は環境基準を下回っていた。
水象	対象事業実施区域周辺の主要な河川としては、対象事業実施区域北西側に二級河川で
	ある菊田川、谷津川、高瀬川、海老川等が存在し、東京湾に流れている。また、対象事
	業実施区域南東側に二級河川である浜田川及び一級河川である花見川(印旛放水路)が
	存在し、東京湾に流れている。
	対象事業実施区域南側は東京湾であり、対象事業実施区域北西側には谷津干潟が存在
	している。
水底の底質	対象事業実施区域周辺では、水底の底質について、海老川(八千代橋)及び東京湾(船
	橋港内及び船橋航路)で調査が行われている。また、環境基準の設定されているダイオ
	キシン類については、令和元年度から令和5年度において海老川(八千代橋)及び東京
	湾で調査が行われており、いずれも環境基準を達成している。
騒音及び	対象事業実施区域周辺の環境騒音の調査地点は、本市で8地点となっている。一部の
超低周波音	地点において夜間の環境基準を上回っているものの、その他の地点では環境基準を達成
	している。
	なお、対象事業実施区域周辺では、超低周波音の調査は実施されていない。
	自動車騒音の調査地点(面的評価)における環境基準の達成率は、令和3年度は33.8
	~100.0%(計10地点)、令和4年度は57.3~100.0%(計9地点)、令和5年度は29.8~
	100.0% (計10地点) となっている。
	自動車騒音の調査地点(要請限度)は、計13地点であり、すべての地点で要請限度を
 振動	下回っている。 対象事業実施区域周辺で実施されている道路交通振動の調査地点は計10地点であり、
1)区里月	対象争業実施区域周辺で実施されている道路交通振動の調査地点は計10地点であり、 すべての地点で要請限度を下回っている。
	また、対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。
悪臭	また、対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。 対象事業実施区域周辺では、悪臭の調査は実施されていない。
<b>心</b> 天	/3

表 3-1(2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)

	表 3-1(2)   対象事業美施区域及いての周囲の概況 (日然的认況)
項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
地形及び地質	対象事業実施区域は旧水面埋立地(埋立地)となっており、対象事業実施区域周辺の 国道を挟んだ北側には被覆砂丘や砂州・砂堆・自然堤防、下位砂礫台地等が広がってい
	5.
	対象事業実施区域は埋立地堆積物となっており、対象事業実施区域周辺の北東側には
	火山性岩石であるローム等が広がっている。
地盤	対象事業実施区域周辺には、28地点の水準点が存在している。令和5年~令和6年に
	おいて最も変動量が大きい地点は、-7.5mmとなっている。
	なお、過去5年間において環境省が地盤沈下の監視目安としている年間20mm以上の沈
	下はない。
土壌	対象事業実施区域は、旧水面埋立地となっており、土壌は未区分地2となっている。
	また、対象事業実施区域周辺の北東側には台地の土壌である黒ボク土壌や淡色黒ボク土
	<b>壌等が点在している。</b>
	対象事業実施区域周辺における土壌汚染対策法に基づく指定区域は、本市で2箇所、
	千葉市で10箇所、船橋市で5箇所が形質変更時要届出区域に指定されている。なお、対
	象事業実施区域周辺において要措置区域の指定はされていない。
	対象事業実施区域周辺の土壌のダイオキシン類調査は、本市で令和3年度に1地点、
	令和4年度に3地点、令和5年度に1地点で測定がされており、いずれも環境基準を達
	成している。
植物	対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物は、維管束植物で170科1,634種、非
	維管束植物で33科58種である。重要な植物種は、維管束植物113科470種、非維管束植物
	33科58種となっている。
	対象事業実施区域の最寄りの巨樹巨木は、北東側約2kmに本市が推薦する名木である
	八剣神社のスダジイがある。
動物	対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物は、哺乳類が10科19種、鳥類が60科
	304種、爬虫類が8科14種、両生類が6科10種、昆虫類が253科1,778種、クモ類が35科
	247種、多足類が21科49種、魚類が22科63種、底生動物が150科363種である。重要な動
	物種は、哺乳類が7科12種、鳥類が47科162種、爬虫類が7科13種、両生類が5科8種、
	昆虫類が106科307種、クモ類が5科9種、多足類が9科18種、魚類が11科28種、底生動性が2007は2015ではス
4.40.7	物が88科186種である。
生態系	対象事業実施区域及びその周辺は海域を造成した埋立地であり、工場及び市街地が広が、エストル、社会事業実施区域に際控力で発布・技典機能など、また公園、草地が存在され
	がっており、対象事業実施区域に隣接する残存・植栽樹群をもった公園、墓地が存在するほか、時間はできるスクロマツ植はや小規模ななるだったる野焦。内院に畑雄草野落
	るほか、防風林であるクロマツ植林や小規模なクヌギ-コナラ群集、内陸に畑雑草群落 が点在しているものの、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性は乏しいものと
	か点任しているものの、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性はどしいものと   考えられる。また、対象事業実施区域南側には東京湾が広がっているが、海岸沿いは概
	考えられる。また、対象事業美地区域用側には東京湾が広がっているが、海岸石いは帆   ね消波帯となる人工護岸が続き、一部に養浜が進められている砂浜が自然裸地として見
	る。これでは、これでは、これに登場が進められているがはが自然保地として見られるものの、いずれも海浜植生は見られない。
	いっとのの、
	市街地や工場地帯等の人為的な環境が広がっており、生物相は人為的な環境に適応した
	種で構成されているが、局所的に多様性に富む干潟の生態系等の自然環境が維持されて
	いるものと考えられる。
景観	対象事業実施区域の主要な眺望点は、主に公園や橋梁等があげられ、対象事業実施区
74.174	域西側に海浜公園が隣接しているほか、南西側約1.3kmに茜浜緑地、北西側約2.0kmに谷
	津干潟自然観察センター等が位置している。
人と自然との	対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、主に公園や海岸
触れ合いの活	等があげられる。対象事業実施区域西側に海浜公園が隣接しているほか、北西側約2.2km
動	に谷津干潟、約4.5kmにふなばし三番瀬海浜公園等が位置している。
	•

表 3-2 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
人口	本市の人口は増加の傾向にあり、平成28年から令和7年までの10年間で約6,500人増加している。また、周辺市については、千葉市花見川区を除いて増加の傾向にある。
産業	本市では、事業所数が3,944事業所、従業者数が57,071人となっている。業種別にみると、事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で21.8%、従業者数で19.8%である。
土地利用	対象事業実施区域の土地利用状況は、建物用地及びその他の用地となっている。対象 事業実施区域周辺の土地利用状況は、対象事業実施区域と同様に建物用地及びその他の 用地が広がっているほか、道路や河川地及び湖沼、海浜等がみられる。 対象事業実施区域及びその周辺の都市計画(用途地域)は準工業地域である。
河川、湖沼及 び海域の利用 並びに地下水 の利用	本市の水道普及率は99.3%となっており、水源は利根川水系江戸川及び地下水である。対象事業実施区域周辺の河川は、水道用水供給事業の水源及び農業用水としての利用はされておらず、また、内水面漁業権の設定もされていないが、対象事業実施区域西側の船橋市地先において、第1・2種短期共同漁業権及び第1種短期区画漁業権が設定されている。本市は「工業用水法」、「ビル用水法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく地下水採取規制の指定地域に該当する。
交通	対象事業実施区域周辺の主要道路は千葉船橋海浜線があげられる。 令和3年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である千葉船橋海浜線では、12時間交通量は17,133台、大型車混入率は26.1%となっている。 対象事業実施区域周辺には、JR武蔵野線・JR京葉線の新習志野駅及び幕張豊砂駅があり、令和4年度における新習志野駅の平均乗車人員は11,330人/日である。
学校、医療施設その他の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況をでは変なが、現るでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	対象事業実施区域周辺の環境の保全について特に配慮が必要な施設として、北側約0.3kmの千葉工業大学新習志野キャンパスや南東側約1.4kmの千葉県総合救急災害医療センター等があげられる。 対象事業実施区域周辺には住宅が密集した地区はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北東側約0.9kmの本市香澄地区及び北側約1.2kmの本市秋津地区となっている。
下水道の整備 その他の事項	本市の令和4年度の公共下水道整備率は面積比で79.7%、普及率は人口比で95.6%である。 《資源》 対象事業実施区域周辺では、天然ガス、ヨード、砂利、土、岩石等の資源採取は行われていない。 《廃棄物》 本市の平成30年度から令和4年度における一般廃棄物搬入量及び処理量は、過去5年間で概ね減少傾向であり、し尿収集量及び処理量においても、過去5年間で概ね減少傾向である。千葉県全体の令和4年度における業種別発生量では、製造業が10,054,048 tと最も多く、全体の5割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が4,666,961 t、建設業が3,313,633 t、農業・林業が2,909,177 tとなっている。 《公害苦情》 本市の令和5年度における苦情件数は、騒音が31件と最も多く、次いで振動が8件であった。騒音及び振動の主な原因として、工事・建設作業、移動発生源(航空機運航)、
	あった。確音及び振動の主な原因として、工事・建設作業、移動発生源(航空機運机)、 産業用機械作動等が考えられる。 《文化財》 対象事業実施区域の近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在していない。また、 対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

# 第4章 関係地域

習志野市、千葉市、船橋市

# 第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見 の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を令和5年8月10日に知事へ送付したところ、令和5年9月8日から令和5年10月10日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から令和5年10月25日の意見提出期間内において、意見書の提出はなかった。

# 第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する 事業者の見解

令和6年1月15日付環第1300号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する 事業者の見解は、以下のとおりである。

#### (前文)

本事業は、習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場(以下「現行施設」という。)の老朽化に伴う建替事業として、対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)に存置し、現在は使用されていない旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却等施設(以下「本計画施設」という。)等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。

本計画施設は廃棄物の処理方式が決定しておらず、方式の決定後に、方法書に記載されている処理能力及び炉数を見直すとされている。

事業区域は、東京湾に面した準工業地域にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している地域がある。また、事業区域の周辺には、隣接する海浜公園や近傍の茜浜緑地等の、東京湾を一望できる人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

# 6-1 事業計画

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な 最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環 境影響をできる限り回避又は低減すること。

#### 【事業者の見解】

事業計画の詳細な検討にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な 最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境 影響を可能な限り回避又は低減することに努めます。

本施設では、高効率な廃棄物発電設備を導入するとともに、可能な限り省エネルギー設備を 導入し、二酸化炭素の排出量削減を目指します。

# 6-2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

#### (1) 全般的事項

ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。

#### 【事業者の見解】

処理方式は、外部専門委員も交えた検討会を開催し、ストーカ式焼却方式を選定する方針と しました。これに伴う方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法の変更はありません。

イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件 を用いること。

#### 【事業者の見解】

処理方式は、外部専門委員も交えた検討会を開催し、ストーカ式焼却方式を選定する方針と しました。処理方式を決定した後、ストーカ式焼却方式の諸元を用いて予測を行いました。 ウ 廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、環境影響評価の実施に当たって は、本計画施設の稼働に係る予測結果と現行施設の稼働に係る調査結果を比較する手法 等により、環境影響の増減についても評価を行うこと。

また、その結果、影響が増大すると予測される場合には、環境保全措置を講ずることにより、環境影響が現行施設と同等以下になるよう努めること。

#### 【事業者の見解】

環境影響評価の実施にあたっては、廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、大気質、騒音、振動、悪臭、温室効果ガス等の予測・評価にあたっては、本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働に係る調査結果を比較するとともに、環境影響の増減についても評価を行いました(p. 118、p. 141、p. 155、p. 166、p. 265参照)。

なお、予測の結果、影響が増大すると予測された施設の稼働による振動については、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響をできる限り回避又は低減を図るとともに、施設の供用開始後の事後調査を行うことにより、環境への影響の程度を確認してまいります(p. 158、p. 268参照)。

#### (2) 大気質及び悪臭

ア 調査地点及び予測地点について、事業区域の近傍に千葉工業大学新習志野キャンパス及 び多くの住居が存在することを考慮し、適切な位置に設定すること。

また、当該キャンパスに高層建築物があることを踏まえ、予測地点を高所にも設定し、 鉛直方向を考慮した予測を行うこと。

#### 【事業者の見解】

調査地点及び予測地点については、一般環境大気質は対象事業実施区域内のほか、対象事業 実施区域周辺の住宅地の分布等の地域特性を踏まえ、習志野市企業局ガス茜浜供給所、香澄小 学校、幕張メッセ駐車場付近の計4地点としました。悪臭については、対象事業実施区域敷地 境界の2地点及び対象事業実施区域北側の住居等がまとまっている地域の代表的な地点とし て香澄小学校の計3地点としました。

また、対象事業実施区域の近傍に千葉工業大学新習志野キャンパスが存在することを踏まえ、 当該キャンパスの高層建築物の最上階(高さ43m)における施設の稼働に伴うばい煙の発生に よる大気質の予測を行いました。予測の結果、各物質の着地濃度は予測高さ1.5mの最大着地濃 度よりも高い値となりますが、地上部の現況値(バックグラウンド濃度)に対して十分小さい 値となるとともに、環境基準及び千葉県環境目標値を満足することを確認しました(p.110、 p.116参照)。悪臭についても、当該キャンパスの高層建築物の最上階における大気質の予測結 果を参考に影響の分析を行い、大気質と同様に影響がないことを確認しました(p.167参照)。 イ 施設の稼働に係る上層気象の調査について、事業区域内での実施が困難な場合には、 できる限り近傍で行うこと。

なお、近傍での調査が困難であり、先行事例の調査結果を用いる場合には、事業区域 の上層気象との類似性を示すなど、妥当性を明らかにすること。

#### 【事業者の見解】

上層気象調査は、対象事業実施区域内で実施しました。

ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは悪臭の処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

#### 【事業者の見解】

休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるため、定常状態とは処理方法が異なることが想定されます。そのため、土地又は工作物の存在及び供用に係る「施設の稼働に伴う悪臭」の予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行いました(p. 166参照)。

## (3) 騒音及び超低周波音

施設の稼働による超低周波音について、事業区域から住居までの距離が離れており、環境影響が極めて小さいとして項目に選定されていないが、より近傍に存在する千葉工業大学新習志野キャンパスへの影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定すること。

#### 【事業者の見解】

施設の稼働による超低周波音について、環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価を 行いました。

予測については、本施設に配置される発生源となる設備の種類、位置等を把握した上で、本環境影響評価の中で実施した現地調査の結果を類似事例として参照するとともに、本施設で実施する環境保全措置の内容も踏まえて、定性的な予測・評価を行いました (p. 145参照)。なお、予測結果は、敷地境界で超低周波音に関する参考値を満足することから、当該キャンパスについても影響はないものと考えます。

#### (4)動物

旧清掃工場及び現行施設の撤去工事について、事業区域内には、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ(猛禽類)の営巣場所があることを踏まえ、専門家から意見聴取し、調査、 予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

#### 【事業者の見解】

対象事業実施区域内に、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ(猛禽類)の営巣場所があることを踏まえ、専門家に対して、調査、予測及び評価の結果の妥当性を確認するとともに、事業者が検討した環境保全措置の内容について意見聴取し、その結果を踏まえて準備書を作成しました(p. 226、p. 227参照)。

#### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

施設の稼働による大気質、騒音、振動及び悪臭並びに施設の存在による景観について、事業 区域に隣接する海浜公園等の利用者への影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定 した上で、関連する項目の環境影響評価結果を参考にする等の手法により、利用環境の変化に ついて、調査、予測及び評価を行うこと。

### 【事業者の見解】

人と自然との触れ合いの活動の場について、対象事業実施区域に隣接して海浜公園等が存在することから、環境影響評価項目に選定し、利用環境の変化について、調査、予測及び評価を行いました。また、予測・評価にあたっては、施設の稼働による大気質、騒音、振動及び悪臭並びに施設の存在による景観の予測結果を参考とした手法により行いました。

#### (6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、本計画施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、 予測及び評価を行うこと。

### 【事業者の見解】

本施設では、高効率な廃棄物発電設備を導入するとともに、本施設の設備機器やEV棟及び工場棟の照明や空調設備は省エネルギー型を採用することにより、温室効果ガスの排出削減に努めることとしています。準備書では、以上のことを踏まえ、予測及び評価を行いました。

また、現在個別の施設となっているエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を合棟とすることで現在よりも効率的な施設運用を図り、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

# 6-3 その他

事業区域は、習志野市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることから、浸水 によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、浸水対策に万全を期すこと。

## 【事業者の見解】

対象事業実施区域は、本市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることを踏まえ、 浸水によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、プラットホーム及び灰ピットの開口部は 浸水水位以上とする等の浸水対策を講じる計画とします (p. 35参照)。